

## 5 都道府県間の調整について

- 傷病者の状況に応じた適切な医療機関について、都道府県で確保していくことが原則ではあるが、医療資源の状況等によっては、都道府県を超えて広域的な対応が必要となることが考えられる。
  - また、医療計画においても、都道府県は、当該都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に照らし必要があると認めるときは、関係都道府県と連絡調整を行うものとされている。
  - 例えば、佐賀県は、救命救急センターへの搬送において、福岡県や長崎県等と連携し対応を行っている。
- ・ 参考：佐賀県保健医療計画（平成20年4月）

